

作新学院大学太陽光発電設備新設工事事業
仕 様 書

令和 8 年 4 月
学校法人船田教育会

目次

目次	2
1. 事業名	3
2. 事業の目的	3
3. 事業内容	3
(1) 事業概要	3
(2) 事業期間等	3
4. 設置工事(設計・施工)前の調査・手続	3
(1) 現地調査	3
(2) 設備容量検討	3
(3) 各種関係手続	3
5. 設備の設置	4
(1) 太陽光発電設備	4
(2) その他の事項	4
6. 工事の実施(工事における配慮事項・安全対策・騒音対策・停電対応)	4
(1) 工事の実施	4
(2) 太陽光発電設備に係る設計、材料、工事、維持管理	4
7. その他	5
(1) 業務の適切な実施に関する事項	5

1. 事業名

作新学院大学太陽光発電設備新設事業

2. 事業の目的

学校法人船田教育会作新学院大学・作新学院大学短期大学部(以下「本学」という)では、「SDGs」アンバサダー認定の規定を作成し、環境負荷削減と環境保全活動に取り組んでいる。本計画では、カーボンニュートラル実現に向けた温室効果ガス排出量削減を目標に高効率空調機器への転換及びLED照明への切り替え等の施策を継続して実施している。

本事業は、本学から排出される温室効果ガスの排出量を削減することを目的として、民間の資金と経営能力・技術等を用いて、学内の学生駐車場を活用した太陽光発電設備の設置により実施するものである。なお、工事業業者は企画競争により選定するものである。

3. 事業内容

(1) 事業概要

本事業は、本学の学生駐車場の敷地にソーラーカーポート(太陽光発電設備)を設置し、発電した電力を本学敷地内建物へ供給する。本学に供給された電力は余剰売電可能設備を有するものとする。事業者が実施する主な事業は以下のとおりである。

①企画運営業務

(ア) 事業者は、本学の施設や設備及び教育研究活動に支障を与えないものとする。

(イ) 事業は、工事請負契約書(民間(七会)連合協定工事請負契約約款)に基づくものとする。

②設備の設計・施工業務

(ア) 本学は高圧受電のため、事業設備は、高圧受電の商用電力と連系する。

(イ) 設置に当たっては、事業者は工事工程表を策定し、本学の承諾を得ること。

③設備の維持管理業務

(ア) 事業者は設備の発電量、発電効率については、Web上で閲覧可能とし、本学においても閲覧できるようにシステム構成すること。

(2) 事業期間等

①契約開始から工事完了・補助金申請手続き完了までを事業期間とする。

②太陽光発電設備の導入時期については、原則、令和9年度とする。

4. 設置工事(設計・施工)前の調査・手続

(1) 現地調査

候補地の状況を十分に把握するために、資料等の収集、施設関係者への聞き取り、現地測定、既設設備の確認、植栽の伐採等の必要な調査を実施する。調査は、太陽光発電設備の設置に係る課題を本学と協議した上で行うものとする。

(2) 設備容量検討

太陽光発電設備容量は、調査結果や電力シミュレーションから適宜精査し、適切な容量とする。事業者は、太陽光発電設備により発電した電力について、電力を最大限自家消費できるように努める。

(3) 各種関係手続

事業者は、上記(1)(2)を実施し、設置工事工程を含んだ設置工事計画書を作成し、本学と協議す

る。そののち必要に応じ各種関係法令の手続きを行うこと。

太陽光発電設備の設置が、建築基準法等の各種法令の規定に適合していることが確認できる書類を本学に提出する。

各種法令の規定に基づき届出等手続を要する場合には、事業者が所管官庁にて必要な手続きを行う。

5. 設備の設置

事業者は、設置工事（設計・施工）前の調査・手続きを行った後に、太陽光発電設備の設置を行う。設置の条件は以下のとおりとする。

（1）太陽光発電設備

- ①太陽光発電設備の据え付けは、JIS C 8955「太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算定方法」に定めるところによる風圧力及び自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とすること。
- ②太陽光発電設備はJET認証を取得したものであること、又はJET認証に相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。
- ③太陽電池モジュールの出力については最低20年間の保証期間を有すること。（補償内容についてはメーカー標準とする。）

（2）その他の事項

- ①事業者は、施設を本事業以外の用途に使用してはならない。
- ②事業者は、本学への説明業務（工事・運営に関する内容説明、マニュアル作成等）を行う。内容等については本学と協議のうえで決定する。

6. 工事の実施（工事における配慮事項・安全対策・騒音対策・停電対応）

（1）工事の実施

工事の実施にあたっては、原則として公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書に準拠して施工する。また、大学行事に支障の無い工事計画とすること。ただし、特別な事情が生じた場合は、別途協議により決定する。

【仕様書】

公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）

公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）

（2）太陽光発電設備に係る設計、材料、工事、維持管理

太陽光発電設備に係る設計、材料、工事、維持管理にあたっては、電気事業法、建築基準法、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（FIT法）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令遵守するものとする。太陽光発電設備の設置の条件は以下のとおりとする。

- ①カーポートの設置については、あらかじめ本学職員と協議の上、建築基準法関係規定に適合するものであることについて、事業者で確認申請を行い建築主事または指定確認検査機関の確認を受けること。
- ②カーポートの構造については、これまでに採用実績のある型式を採用し、鋼製（アルミニウム合金製を含む）造とし、高さは梁下2.4m以上を原則として確保すること。また駐車場利用者を配慮した構造とすること。
- ③日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について調査し、十分配慮した設計・施工を実施し、影響が懸念される場合には対策を施す。地域住民及び本学から苦情

があった場合には、事業者の責任により、誠実かつ速やかに適切な対応を行う。

④事業者は施設への太陽光発電設備の導入に先立って、詳細設計を行い、平面図、立面図、電気設備図面（PDF型式データ）、工程表等を本学に提出し、確認を受ける

⑤施行にあたり、本学が施工に係る書類を求めるときは、別途提出する。

⑥施行にあたり、本学の所有施設の利用や安全に支障がないよう、本学と協議の上、十分に注意を払った工事手法及び工程を計画し、実施する。

⑦既設設備等の保守点検や施設の維持管理に支障を生じさせない計画とする。

⑧事業期間中、本学の職員が行う施設の管理及び点検等に支障が生じないようにする。

⑨太陽光発電設備に係る配線ルートについては、施設の保安上・管理上支障がないルートを選定の上、本学と協議により決定する。太陽光発電設備には、施設の電気工作物と識別ができるように要所に本事業のものであることが分かるような表示を行う。

⑩太陽光発電設備の設置に際しては、施設に停電が発生しない方法を優先する。停電を伴う場合は、工事計画書（工事概要、作業や停電時に係るタイムスケジュール、停電お知らせビラ等）を作成し、本学と事前協議のうえ、施設の電気主任技術者にも報告を行い、その指示に従うものとする。

⑪工事中の安全対策の実施、本学及び近隣住民との調整等は事業者において十分に行う。

⑫工事完成時には、事業者で建築主事または指定確認検査機関の完了検査を受け、検査済証の交付を受け、その写しを本学に提出すること。さらに、完成図書書類（機器仕様図、取扱説明書、完成図面、及び各種許認可書の写し等）を1部（A4版ファイル綴じ）を作成し、電子データと共に本学に引き渡すものとする。なお、完成図面は、PDF形式データのほかにDFX形式データ及びJWW CADデータを提出する事とし、電子データには事前にウイルス対策を実施した上で提出を行うこと。

7. その他

(1) 業務の適切な実施に関する事項

①本事業の実施に当たっては、進捗状況等について適宜報告を行うとともに、本学と十分な協議を行い、効率的に進められるよう留意すること。

②事業者は本事業で取り扱う情報に対するセキュリティの管理を徹底しなければならない。

③本事業の実施に必要な本学が提示する資料等は、本学が事業者に貸与するものとし、事業者は本事業の目的以外に当該資料等を利用してはならない。

④事業者は本学の承認を得なければ、本事業に係る権利を第三者に委託し、譲渡し又は承継してはならない。

⑤事業者及び事業者の従業員であったものは、本事業の履行に際して知り得た個人情報等の秘密を他人に漏えいしてはならない。

⑥本事業の実施に当たっては、本仕様書のほか関係法令に基づかなければならない。

⑦本仕様書に記載されていない事項または業務上生じた疑義については、本学と事業者の協議により定めるものとする。

(別紙1) 電気室配置図

(別紙2) 太陽光発電設備配置図